平成２１年（フ）第８９０号
大阪府岸和田市南上町１丁目28番６号ドエル岸和田202号
債務者　中橋美須恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９５号
大阪府和泉市春木町1115番地の３
債務者　馬殿　千秋
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９００号
大阪府貝塚市澤607―５喜田マンション３号、住民票上の住所大阪府貝塚市澤413番地２
債務者　福永　洋一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０２号
大阪府岸和田市土生町4060番地エスポワール清光607号
債務者　稲留　和恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０５号
大阪府泉大津市昭和町７―31、住民票上の住所大阪府富田林市加太２丁目６番８―205号
債務者　北野加代子（旧姓松本・大矢）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０７号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目11番31号コーポ忠岡13
債務者　藤原　智秀
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０８号
大阪府和泉市弥生町２丁目20番10号
債務者　西田　淳二
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１０号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番70―205号
債務者　田中　信彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
熊本市新大江１丁目17番10―204号
債務者　村木喜久男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７９４号
熊本市新大江１丁目17番10―204号
債務者　村木　京子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４９４号
大分県別府市大字鉄輪625番地
債務者　宇都宮喜美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０２号
大分市大字羽屋1090番地の４
債務者　古田喜美彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６２７号
大分市大字永興665番地の９
債務者　北原三千代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９号
山口県宇部市大字西岐波4253番地47
債務者　寺山　　昭
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第８６４号
千葉市緑区おゆみ野３丁目26番地４　ダイアパレスおゆみ野Ⅱ703号
債務者　中林　晃一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８２号
千葉市花見川区柏井１丁目20番３棟401号
債務者　荻原　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３１号
千葉県八千代市下市場１丁目13番12号
債務者　櫻井　義明
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３７号
千葉県市原市君塚２丁目13番地11　パールグレイ303
債務者　百田　英子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係